

建設工事に係る業務委託における主任技術者及び照査技術者の資格について よくある質問（FAQ）

Q 1 配置する技術者について、業務に該当する部門の資格が必要か。

A 1 土木工事に係る設計・調査等業務委託における主任技術者及び照査技術者の資格要件のとおり、技術士については、業務に該当する技術士法第4条第1項の技術部門^{※1}（「建設部門」・「応用理学部門」・「総合技術監理部門」など21部門）とします。なお、技術管理者、RCCM及び土木学会認定技術者は、部門を問いません。

※1 上記技術部門は、建設コンサルタント登録規程による登録部門とは異なります。

Q 2 資格確認はどのように行うのか。

A 2 当初契約時に提出される「主任技術者及び照査技術者選任届」により資格確認資料の添付を求め、確認を行います。

Q 3 契約後、照査技術者がやむを得ない事情（退職、傷病等）により、当該技術者が業務に携わることができなくなりましたが、当該企業に他に必要な資格を有する者を雇用していない場合、第三者（企業）に照査技術者を委任することができるか。

A 3 契約後、当該企業が雇用する技術者を配置できない場合は、状況に応じて契約解除を検討します。

Q 4 主任技術者、照査技術者に資格を求めることになるが、それぞれが従事することができる土木工事に係る委託業務の兼務件数に制限はあるのか。

A 4 兼務する業務の件数に制限はありません。

Q 5 主任技術者と照査技術者は、兼務できるのか。

A 5 委託契約書第11条により、主任技術者と照査技術者は兼務することはできません。

Q 6 契約後、主任技術者又は照査技術者の途中交代は認められるのか。

A 6 主任技術者及び照査技術者は原則として変更できません。ただし、死亡・傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由による場合は変更が可能です。この場合には、同等以上の技術者とするものとし、変更にあたっては、受注者は発注者の承諾を得なければなりません。

Q 7 落札後、主任技術者又は照査技術者が、資格を失ってしまったが、業務を継続することはできるか。

A 7 資格要件を失った者は、主任技術者又は照査技術者として業務を継続することができません。同等の資格を有する技術者に変更し、県に通知してください。

Q 8 第三者照査を求める者についても、同様に資格要件を求めるのか。

A 8 調査対象者において選任する照査技術者と同等の免許、資格等を有する者としていることから、第三者照査を行う者についても、同様に資格要件を求めます。

Q 9 用地測量業務の主任技術者には測量業務の資格要件を求めるのか。

A 9 用地測量業務は「用地調査等共通仕様書」に基づいて実施するため、用地調査等業務の資格要件を求めることとなります。